

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 再検討要請

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。

具体的な支障事例

交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。

平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。

【平成30年度事務処理日程】

平成31年3月22日(金) 交付決定

平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み

平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理

平成31年3月28日(木) 市町村口座への振り込み

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度末であっても、3月上旬は3月下旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い事務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。

根拠法令等

道路交通法附則第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岐阜県

○交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)まで

は、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMSⅡ」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。

各府省からの第1次回答

毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。

警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあつては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。

このうち反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあつては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。

また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村口座への振込日が現行通りの3月下旬(平成30年度は3月28日)ということであれば、交付決定を1週間程度前倒しすることにより事務処理に余裕ができるため、概ね本県の提案に沿った内容となっていると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岐阜県】

交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。)

「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 再検討要請

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。

具体的な支障事例

交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。

各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMSⅡ」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付決定日の前倒しにより、県や各市町村の事務手続きに係る負担の軽減に資する。

根拠法令等

道路交通法附則第16条

平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMSⅡ)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、山口県

○交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払日までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMSⅡ」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出等事務処理を行う際に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第

18 条第 1 項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和 58 年政令第 104 号)第 5 条第 2 項の規定により、当該年度の 8 月から 1 月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。

警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 36 条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあつては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。

このうち反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令第 36 条により 2 月 15 日には額が確定するが、通告書の送付件数にあつては、現状として 2 月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を 2 月下旬から 2 月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の 3 月上旬から 2 月下旬に 1 週間程度前倒ししたいと考えている。

また、総務省は道路交通法附則第 20 条第 1 項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の 3 月下旬の交付金の交付を 1 週間程度前倒しする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、各市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。)

「交付金の交付を 1 週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。